

# 令和3年第3回砂川市議会定例会

令和3年9月13日（月曜日）第1号

## ○議事日程

- 開会宣告
- 開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名  
議事日程報告  
議長諸般報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 報告第 4号 専決処分の報告について
- 日程第 6 議案第 8号 砂川市過疎地域持続的発展市町村計画について  
議案第 4号 砂川市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について  
議案第 1号 令和3年度砂川市一般会計補正予算  
議案第 2号 令和3年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算  
議案第 3号 令和3年度砂川市介護保険特別会計補正予算  
[予算審査特別委員会]
- 散会宣告

## ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名  
北谷 文夫議員  
飯澤 明彦議員  
議事日程報告  
議長諸般報告
- 日程第 2 会期の決定  
自 9月13日  
至 9月15日 3日間
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 報告第 4号 専決処分の報告について
- 日程第 6 議案第 8号 砂川市過疎地域持続的発展市町村計画について

- 議案第 4号 砂川市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 議案第 1号 令和3年度砂川市一般会計補正予算
- 議案第 2号 令和3年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第 3号 令和3年度砂川市介護保険特別会計補正予算  
[予算審査特別委員会]

○出席議員（12名）

議 長	水 島 美喜子 君	副議長	増 山 裕 司 君
議 員	中 道 博 武 君	議 員	多比良 和 伸 君
	佐々木 政 幸 君		武 田 真 君
	飯 澤 明 彦 君		増 井 浩 一 君
	北 谷 文 夫 君		沢 田 広 志 君
	辻 勲 君		小 黒 弘 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊
砂川市監査委員	栗 井 久 司
砂川市選挙管理委員会委員長	信 太 英 樹
砂川市農業委員会会長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	湯 浅 克 己
病院事業管理者	平 林 高 之
総務部 部長	熊 崎 一 弘
兼 会 計 管 理 者	
総 務 部 審 議 監	安 原 雄 二
市 民 部 長	河 原 希 之
保 健 福 祉 部 長	安 田 貢
経 済 部 長	中 村 一 久
経 済 部 審 議 監	東 正 人
建 設 部 長	近 藤 恭 史

建設部技監	小林哲也
病院事務局長	朝日紀博
病院事務局次長	山田基
病院事務局審議監	渋谷和彦
総務課長	板垣喬博
政策調整課長	井上守

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	峯田和興
指導参事	小林晃彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長	山形讓
--------	-----

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	熊崎一弘
-------------	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	中村一久
-----------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長	為国修一
事務局次長	川端幸人
事務局主幹	山崎敏彦
事務局係長	斉藤亜希子

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長 水島美喜子君 ただいまから令和3年第3回砂川市議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長 水島美喜子君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 水島美喜子君 日程第1、会議録署名議員指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、北谷文夫議員及び飯澤明彦議員を指名いたします。

本日の議事日程並びに議長諸般報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 水島美喜子君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から9月15日までの3日間にしたいと思います。ご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は3日間と決定いたしました。

◎日程第3 主要行政報告

○議長 水島美喜子君 日程第3、主要行政報告を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 前回の定例市議会以降における主要行政について報告を申し上げます。

4ページ、総務部市長公室課の関係では、3点目の砂川市地域コミュニティ活動支援事業補助金について、町内会による地域活動や地域の身近な課題解決に向けた取組を支援する「砂川市地域コミュニティ活動支援事業補助金」の申請を5月31日まで受け付けたところ、86町内会のうち82町内会より申請があったところであります。

次に、5ページ、政策調整課の関係では、3点目の砂川市過疎地域持続的発展市町村計画について、令和3年度から令和7年度までの砂川市過疎地域持続的発展市町村計画の策定に当たり、北海道と協議を進めてまいりましたが、8月26日、北海道知事より協議終了の通知があり、協議が成立したところであります。

次に、4点目の砂川市総合戦略推進委員会について、8月6日、第1回推進委員会を開

催し、砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証について協議したところであります。

次に、5点目の令和3年度普通交付税の決定について、本年度の普通交付税額は44億9,367万4,000円で、前年比6.3%の増で決定となり、普通交付税からの一部振替分である臨時財政対策債を含めた額につきましても47億7,857万7,000円で、前年比7.4%の増となったところであります。

次に、6ページ、庁舎建設推進課の関係では、3点目の旧庁舎の思い出展示について、7月5日から8月20日まで、解体工事を進めている市役所旧庁舎の思い出を振り返るイベントとして、建設当時の資料等を新庁舎のエントランスホールに展示したところであります。

次に、7ページ、市民部市民生活課の関係では、3点目のキャッシュレス決済の導入について、9月1日、市民サービスの向上と新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、市民生活課戸籍年金係窓口で取り扱う手数料の支払いにおいて、キャッシュレス決済の利用を開始したところであります。

次に、8ページ、7点目の交通安全運動について、(2)に主な啓発運動を記載してございますが、7月13日に市民各団体による旗の波街頭啓発を実施したところであります。

次に、10ページ、保健福祉部社会福祉課の関係では、3点目の学童保育所保育料に係る減免措置について、令和3年度の学童保育所保育料について、多子世帯及び低所得の子育て世帯等に対する減免措置を4月に遡及して適用することとし、8月2日から6日まで保護者説明会を開催の上、申請の受付を開始したところであります。

次に、13ページ、ふれあいセンターの関係では、4点目の新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について、5月以降、ふれあいセンター及び市立病院での集団接種を実施してまいりましたが、市外医療機関等での接種者を含め、接種対象者の8割以上が接種または予約を終えたため、恒常的な集団接種人数の確保が難しい状況となったことから、本日から市内5医療機関での接種体制へ変更したところであります。

次に、5点目の砂川市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置等について、緊急事態宣言が継続している6月18日から8月26日までの間に、北海道に対し、まん延防止等重点措置の適用及び解除、緊急事態措置の適用などがあったことから、砂川市新型コロナウイルス感染症対策本部の会議を4回開催し、情報共有を図るとともに、公共施設の取扱い、市が主催する行事及び市ホームページ等での市民への周知など、対応について協議したところであります。

次に、14ページ、経済部商工労働観光課の関係では、2点目のチーム“SUNAGAWA”ブランディングプロジェクトについて、6月15日、市内各所において砂川市の魅力を全道・全国に発信するため、SNSのInstagramのライブ機能を活用し、オアシスパークの自然やアクティビティのほか、食事、スイーツなどを紹介したところであります。また、7月25日、AiAi駐車場前において、砂川市を中心とする地域の魅力を発

信するため、8事業者が出店し、ミニマルシェを開催したところであります。

次に、16ページ、農政課の関係では、3点目の農作物の生育状況について、リンゴの生育はやや遅れておりますが、他の農作物の生育は順調であり、水稻の直播の登熟は順調に進んでいるところであります。

次に、17ページ、開発推進課の関係では、2点目の砂川駅前地区整備基本設計委託プロポーザル選定委員会について、6月21日、プロポーザル選定委員会を開催し、2者から提出のあった技術提案書について、ヒアリング等審査を実施した結果、受託候補者として株式会社ドーコンを選定したところであります。

次に、21ページ、建設部建築住宅課の関係では、6点目のすながわハートフル住まいる推進事業について、各事業の5月から7月までの交付件数及び交付金額は、(1)永く住まいる住宅改修補助金は65件、1,665万1,000円、(2)まちなか住まいる等住宅促進補助金は8件、591万7,000円、(3)高齢者等安心住まいる住宅改修補助金は9件、142万6,000円、(4)住宅用太陽光発電システム導入費補助金は7件、172万1,000円、(5)老朽住宅除却費補助金は10件、286万6,000円をそれぞれ交付したところであります。

次に、7点目の住み替え支援事業について、各事業の5月から7月までの交付件数及び交付金額は、(1)登録物件促進補助金は2件、20万円、(2)同居近居促進補助金は3件、50万円、(3)子育て支援補助金は8件、100万円、(4)移住促進補助金は2件、40万円をそれぞれ交付したところであります。

以上申し上げまして、主要行政報告といたします。

#### ◎日程第4 教育行政報告

○議長 水島美喜子君 日程第4、教育行政報告を求めます。

教育長。

○教育長 高橋 豊君 (登壇) 前回定例会以降におきます教育行政の主な内容につきましてご報告申し上げます。

初めに、学務課所管について申し上げます。1ページ、2点目の砂川市立小中学校適正配置について、(1)学校統廃合の時期等について、6月22日開催の第6回砂川市教育委員会会議定例会において、令和5年度に中学校を統合し、令和8年度に小学校5校と中学校を統合して義務教育学校とすることで決定しました。(2)第2回砂川市立小中学校統合準備委員会について、7月1日に市役所で開催し、委員21人、傍聴者6人が参加し、小中学校の統合時期及び小中一貫教育の導入に関わる報告等について協議を行いました。

(3)第3回同準備委員会は、8月5日に市役所で開催し、委員19人、傍聴者4人が参加し、アンケート調査の結果報告等について協議を行いました。

次に、3点目のいじめの問題に関わる調査について、本年5月から6月にかけて、市内

小中学校の全児童生徒を対象にアンケート調査を実施し、調査後に児童生徒から聞き取り等を行った結果、いじめと認知した事案は、小学校69件、中学校18件、合計87件となり、各学校では加害児童生徒への指導等を行いました。

次に、2ページ、4点目の北光小学校水泳プールの廃止について、本年3月に雪害による上屋及び壁面部分の損壊が生じたことから、プール槽の経年劣化の状況や学校の適正配置等を考慮し、廃止することとしました。

次に、5点目の中体連全道大会の出場結果について、(1)第42回北海道中学校水泳大会が帯広市で7月23日から25日、(2)第52回北海道中学校陸上競技大会が帯広市で7月27日から28日、(3)第52回北海道中学校バドミントン大会が岩見沢市で7月30日から8月1日、(4)第42回北海道中学校剣道大会が釧路市で7月31日から8月1日にそれぞれ開催され、出場選手及び成績は記載のとおりでありました。なお、バドミントン大会に出場した男子シングルの砂川中学校3年の高橋君が準優勝、男子ダブルスの砂川中学校2年の菊地君と源野君が第4位で全国大会出場となりました。

次に、3ページ、6点目の中体連全国大会の出場結果について、第51回全国中学校バドミントン大会が山梨県甲府市で8月20日から23日に開催され、男子シングルスに砂川中学校3年の高橋君が、男子ダブルスに砂川中学校2年の菊地君と源野君が出場し、結果は記載のとおりでありました。

次に、8点目の砂川高校の募集学級数に関わる要請行動について、令和3年度の入学者数が49人ととどまり2学級となったことから、来年度の募集学級数について、3間口の確保を求め、市長、市議会議員等の連名による要望書と砂川高校PTA会長等の連名による請願書を8月4日に北海道教育委員会教育長へ手渡し、要請を行いました。

次に、9点目の令和3年度砂川高校「中学生体験入学」について、8月20日、砂川高校において体験授業及び学校説明会が行われ、本市を含む近隣市町から45人が参加しました。

次に、10点目の令和4年度砂川高校の募集学級数について、9月7日、北海道教育委員会より令和4年度から6年度までの公立高等学校配置計画が発表され、砂川高校における来年度の募集学級数は2間口となることが決定いたしました。

次に、社会教育課所管では、4ページ、2点目の令和3年度善行青少年表彰式について、6月3日、砂川中学校において、砂川市青少年問題協議会から、下校中に転倒して座り込んでいた高齢者を介抱した、砂川中学校3年生の作田さん、稲垣さん、谷出さんに対し、青少年の模範となる行動をたたえ、表彰状を授与しました。

次に、3点目の令和3年度砂川市少年の主張大会について、6月5日、地域交流センターゆうにおいて、砂川中学校4人、石山中学校3人の計7人が主張を行い、審査員選考の結果、最優秀賞に砂川中学校3年生の齊藤さんが選出され、令和3年度の空知地区大会への推薦が決定しました。

次に、4点目の社会教育委員活動報告書伝達について、7月1日、教育長室において、社会教育委員長より2年の任期中における活動をまとめた報告書が教育長へ手渡され、報告書の内容などについて意見交換を行いました。

次に、公民館所管では、5ページ、2点目の公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分について、砂川市社会福祉協議会より関係のある福祉団体を含め、公民館内への事務所移転について要請があったことに伴い、7月9日付で文部科学省に対して目的外使用する者の一部変更に関わる財産処分報告書を提出いたしました。

次に、スポーツ振興課所管では、6ページ、1点目の各種事業について、第73回JABA北海道社会人野球結成記念大会が7月31日、8月1日に砂川市営球場で開催され、野球大会、少年野球教室、指導者講習会が行われ、来場者は313人でありました。

次に、2点目のキャッシュレス決済の導入について、9月1日、市民サービスの向上と新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、総合体育館及び海洋センター窓口で取り扱う体育施設使用料の支払いにおいて、キャッシュレス決済の利用を開始しました。

次に、学校給食センター所管では、1点目の学校給食の異物混入事案について、7月2日、砂川中学校に配食した「ワンタンスープ」にクモが混入する事案が発生し、原因は調理後に混入したと考えられますが、混入場所の特定は難しく、健康被害のないことを確認し、保護者に対して文書で状況報告するとともに学校給食センター内で異物混入防止の注意徹底を行い、併せて各学校に対して衛生害虫等が混入しないよう給食時の安全管理について注意喚起を行いました。

以上申し上げまして、教育行政報告といたします。

#### ◎日程第5 報告第4号 専決処分の報告について

○議長 水島美喜子君 日程第5、議案第4号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 報告第4号 専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

内容につきましては、自動車事故に係る損害賠償金の額の決定についてであります。

裏面をお開きいただきたいと存じます。専決処分であります。公用車による自動車事故に係る損害賠償金の額を下記のとおり決定するものであります。

事故発生年月日は、令和3年6月20日日曜日午前9時20分頃であります。



事故発生場所は、空知太498番地126、相手方敷地内であります。

相手方、相手方物件、当市運転手は、記載のとおりであります。

当市車両名は、日産ADバン、札幌400の11-83であります。

事故の概要は、当市車両が相手方敷地内で駐車しようとして後進左折で移動した際に、右手にあった相手方倉庫角に車両前部右側を接触させ、破損させた事故であります。

過失割合は当市が100%で、賠償金は20万円であり、専決処分年月日は令和3年8月13日であります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第4号を終わります。

◎日程第6 議案第8号 砂川市過疎地域持続的発展市町村計画について

議案第4号 砂川市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

議案第1号 令和3年度砂川市一般会計補正予算

議案第2号 令和3年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第3号 令和3年度砂川市介護保険特別会計補正予算

○議長 水島美喜子君 日程第6、議案第8号 砂川市過疎地域持続的発展市町村計画について、議案第4号 砂川市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、議案第1号 令和3年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 令和3年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 令和3年度砂川市介護保険特別会計補正予算の5件を一括議題といたします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 議案第8号 砂川市過疎地域持続的発展市町村計画についてご説明を申し上げます。

この計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和7年度までの砂川市過疎地域持続的発展市町村計画を定めることについて議会の議決を求めるものであります。

初めに、過疎地域指定の経緯をご説明いたしますと、本市は人口減少や高齢化などによ

り令和9年4月に過疎地域活性化特別措置法に基づく過疎地域の指定を受け、砂川市過疎地域活性化計画を策定し、以降平成12年4月1日に施行された過疎地域自立促進特別措置法、さらには平成22年4月1日及び平成24年6月27日に一部改正された特別措置法に基づき、それぞれ市町村計画を策定し、過疎対策事業を実施してきたところであります。

今般過疎地域自立促進特別措置法が本年3月31日に失効し、新たに期間を10年間とする過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が議員立法により成立し、4月1日より施行されたところであり、これまでと同様に過疎対策事業債などの財政上の特別措置は市町村計画に基づいて行う事業を対象とされておりますので、新たに令和3年度から令和7年度までの前期5か年を計画期間とする市町村計画を策定するものであります。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の概要については、これまでの特別措置法の考え方を踏襲するほか、近年における過疎地域への移住者の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方への取組といった過疎地域の課題の解決に資する動きを加速させ、過疎地域の自立に向けて持続可能な社会の形成及び地域資源などを活用した地域活力のさらなる向上を目指すものであり、目的の条文に人材の確保及び育成が追加されるとともに、対策の目標として移住、定住、地域間交流の促進、人材の育成確保、企業立地の促進、情報通信産業の振興、通信施設等の整備及び情報通信技術の活用などによる情報化、再生可能エネルギーの利用の推進などを新たに追加されております。

また、市町村計画に定める事項として、過疎地域の実効性を高めるため、基本的な事項の中に目標及び達成状況の評価を新たな項目として追加しております。

次に、本計画の策定の経過についてご説明いたしますが、令和3年4月1日に総務省、農林水産省、国土交通省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省の連名による各都道府県に対する通知により策定要領が示されたところであり、第7期総合計画及び第2期総合戦略の取組を基に、それぞれの分野、項目における現状と問題点、その対策、計画について検討を進め、計画の素案作成に向けて総体的に調整を行ったところであります。

また、市町村計画の策定に当たりましては、法第8条第7項の規定によりあらかじめ都道府県との協議が必要とされていることから、事前協議として6月25日に計画に係る関係資料を空知総合振興局に提出し、空知総合振興局各部及び本庁各部における意見調整を経て、8月26日に計画案について北海道との協議が成立したところであります。

それでは、計画内容についてご説明いたします。計画書案を御覧いただきたいと存じます。1ページの1、基本的事項からご説明を申し上げます。(1)は、砂川市の概況であり、1の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要、2ページに2の過疎の状況、2ページ下段から3ページ上段にかけ社会経済的発展の方向の概要を掲載しております。4ページ、(2)は人口及び産業の推移と動向についてまとめたところであり、5ページに人口の推移を国勢調査結果より掲載するとともに、人口の見通しを第7期総合計画の将来

人口より掲載しております。6ページ、(3)は行財政の状況についてまとめたところであり、7ページから9ページに砂川市機構図及び市立病院機構図、10ページに広域行政の状況、11ページに市町村財政の状況及び主要公共施設等の整備状況を掲載しております。12ページから13ページ上段にかけ、(4)は地域の持続的発展の基本方針として、本市の過疎の状況を踏まえつつ、これまでの過疎対策の成果と現在の課題等を検討した上で今後における考え方と方向性、さらには持続的発展の趣旨に踏まえた地域の将来像とそのため基本的な取組を掲載しております。13ページ、(5)は地域の持続的発展のための基本目標として、計画期間内に達成すべき計画全般に関わる基本目標を掲載しております。同じく(6)は、計画の達成状況の評価に関する事項として、計画の達成状況の評価手法などについて掲載しております。同じく(7)の計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年間で砂川市過疎地域持続的発展市町村計画の計画期間とするものであります。14ページ、(8)は公共施設等総合計画との整合として、公共施設等総合管理計画に記載されている公共施設等の管理に関する基本的な考え方を掲載するとともに、本計画における考え方との整合性について掲載しております。

次に、15ページから82ページまでの2、施策に関する事項について、初めに15ページから21ページにかけて掲載しております(1)の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成についてご説明いたします。15ページの上段に1、現況と問題点について整理するとともに、下段から16ページにかけてその対策として現況と問題点を踏まえた講じるべき対策を9項目掲載しております。また、17ページの3、計画として、その対策に係る事業であり、第7期総合計画第1次実施計画の事業及び第2期砂川市まち・ひと・しごと総合戦略の事業を基本に、過疎対策事業債の対象となり得る事業を掲載しております。なお、この計画の表中の事業名欄においては、国の定めた表示方法で掲載することとなっており、括弧の番号は一連となっていない部分がございますが、本市には該当する事業がない部分であり、また事業名欄に記載されております過疎地域持続的発展特別事業が過疎対策事業債の対象となるソフト事業となる部分であります。さらに、21ページの4、公共施設等総合管理計画等との整合として、公共施設等総合管理計画と整合性を図り、事業を実施する旨を掲載しております。以下、22ページの産業の振興から81ページの(12)のその他地域の持続的発展に関し必要な事項まで、同様の考え方で掲載しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

22ページから32ページにかけて掲載しております(2)の産業の振興については、22ページ、1、現況と問題として、①農林業、②商工業、③労働環境、④観光、⑤市街地の賑わいについて整理するとともに、23ページには主要作付面積と生産額、24ページには商業の状況、工業の状況を表にまとめたところであり、26ページに2、その対策として19項目、27ページから32ページには3、計画として実施事業、32ページ中段にはここの産業振興の施策に限って掲載している項目となりますが、地方税の課税免除

等に伴う減収補填措置の適用のため必要な記述である4、産業振興促進事項、さらに5、公共施設等総合管理計画等との整合について掲載しております。

次に、33ページから34ページにかけて掲載しております(3)の地域における情報化については、33ページ、現況と問題点について整理をするとともに、2、その対策として5項目、34ページ、3、計画として実施事業、さらに4、公共施設等総合管理計画等との整合について掲載しております。

35ページから40ページに掲載しております(4)の交通施設の整備、交通手段の確保については、35ページ、1、現況と問題点として、①道路環境、②交通環境について整理するとともに、36ページには道路・橋梁の状況を表にまとめたところであり、37ページに2、その対策として6項目、38ページから40ページには3、計画として実施事業、さらに4、公共施設等総合管理計画等との整合について掲載しております。

41ページから50ページにかけて掲載しております(5)の生活環境の整備については、41ページ、現況と問題点として、①環境型社会、②衛生環境、③安全生活環境、④消防・救急、⑤地域防災・減災、⑥住環境、⑦上下水道、⑧快適空間について整理するとともに、45ページには上水道の状況、下水道の状況を表にまとめたところであり、47ページに2、その対策として21項目、48ページから50ページには3、計画として実施事業、さらに4、公共施設等総合管理計画等との整合について掲載しております。

51ページから63ページにかけて掲載しております(6)の子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進については、51ページ、現況と問題点として、①子育て支援、母子保健、母子・父子福祉、②高齢者福祉、③障がい者福祉、④地域福祉、⑤健康について整理するとともに、53ページ下段から54ページには2、その対策として19項目、55ページから63ページには3、計画として実施事業、さらに4、公共施設等総合管理計画等との整合について掲載しております。

64ページから66ページまで掲載しております(7)の医療の確保については、64ページに1、現況と問題点について整理するとともに、2、その対策として4項目、65ページには3、計画として実施事業、66ページには4、公共施設等総合管理計画等との整合について掲載しております。

67ページから74ページにかけて掲載しております(8)の教育の振興については、67ページ、1、現況と問題点として、①生涯学習、②学校教育、③社会教育、④スポーツ・レクリエーションについて整理するとともに、68ページ下段から69ページに2、その対策として17項目、70ページから74ページには3、計画として実施事業、さらに4、公共施設等総合管理計画等との整合について掲載しております。

75ページに掲載しております(9)集落の整備については、75ページに現況と問題点として整理いたしましたが、現在集落に関する再編、移転等の計画がないため、2のその対策と3、計画、4の公共施設等総合管理計画等との整合については掲載しておりませ

ん。

76ページから78ページにかけて掲載しております(10)の地域文化の振興等について、76ページに1、現況と問題点について整理するとともに、2、その対策として2項目、77ページから78ページには3、計画として実施事業、さらに4、公共施設等総合管理計画等との整合について掲載しております。

79ページから80ページにかけて掲載しております(11)の再生可能エネルギーの利用の推進については、79ページに現況と問題点について整理するとともに、2、その対策として2項目、80ページには3、計画として実施事業、さらに4、公共施設等総合管理計画等との整合について掲載しております。

81ページから82ページにかけて掲載しております(12)のその他地域の持続的発展に関し必要事項については、81ページに現況と問題点として、①協働、②地域コミュニティについて整理するとともに、82ページ、2、その対策として3項目、3、計画として実施事業、さらに4、公共施設等総合管理計画等との整合について掲載しております。

最後に83ページから108ページにかけては、計画期間内における過疎地域持続的発展特別事業分、いわゆるソフト事業分のみを集約した事業計画の一覧表であります。

以上、概略的にご説明申し上げましたが、本計画は本年度からの計画であることから、第7期総合計画や第2期総合戦略との整合性を図るとともに、北海道が定めた過疎地域持続的発展方針に基づいて作成するものであります。

なお、今後本計画に変更が必要となった場合には、北海道が定める過疎地域持続的発展市町村計画の変更に係る事務処理要綱に基づき、必要に応じて修正、追加等を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 河原希之君 (登壇) 議案第4号 砂川市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

制定の理由は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

初めに、本条例を制定する経過についてであります。過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日失効となったことから、過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例についても同日付で失効となり、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことから、過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例と同様に本条例を制定するものであり、その減収分については普通交付税により補填されるものであります。

続きまして、旧過疎法の適用に伴う条例との相違点につきましては、対象業種が従来製造業、旅館業、農林水産物等販売業だったものに情報サービス業等が追加となること、家屋及び償却資産の取得、価格要件が従来2,700万円を超えるものが500万円以上に、ただし製造業及び旅館業については資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下の法人は取得価格が1,000万円以上に、1億円を超える法人は取得価格が2,000万円以上になること、さらに設備投資が従来新設、増設のみだったものが資本金の額等が5,000万円以下の法人及び個人については建物及びその附帯設備にあっては改築、修繕、または模様替えである改修も追加されたところであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例であります、5条立てで構成されており、第1条から順次ご説明申し上げます。

第1条は、趣旨の定めであり、この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「法」という。）第8条第1項の規定により本市が定める過疎地域持続的発展市町村計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域内において、振興すべき業種として定めた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。）又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備の取得等（法第23条に規定する取得等（租税特別措置法施行令第28条の9第10項に規定する資本金の額等が5,000万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をいう。）をした者に係る固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるものであります。

第2条は、課税免除の定めであり、第1項は、市長は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第1条に定める特別償却設備設置者について、同条第3号に規定する家屋及び償却資産（以下「適用設備」という。）並びに当該家屋の敷地である土地（法第2条第2項の規定による公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。以下「適用敷地」という。）に対する固定資産税の課税を、砂川市税条例第54条の規定にかかわらず、地方税法第6条第1項の規定により免除するものとするものと定めるものであります。

第2項は、前項の規定による課税免除の期間は、固定資産税を課すべき最初の年度から3年度分とすると定めるものであります。

第3項は、第1項に規定する課税免除は、当該適用設備及び適用敷地の当該事業につき、環境基本法第2条第3項に定める公害を防止するための適切な措置を講じていると市長が認めた場合に行うものとするものと定めるものであります。

第3条は、課税免除の申請の定めであり、前条の規定による課税免除を受けようとする

者は、当該課税免除を受けようとする年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した固定資産税課税免除申請書を市長に提出しなければならないと定めるものであり、第1号は適用設備の取得時期、取得価額及び設備の明細並びにこれを当該事業の用に供した日、第2号は適用敷地については、当該適用敷地の取得時期、面積及び取得価額の明細、第3号はその他市長が必要と認める事項と定めるものであります。

第4条は、課税免除の取消しの定めであり、市長は、第2条の規定により課税免除を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該課税免除を取り消すことができるものと定めるものであり、第1号は当該課税免除の要件を欠くことが明らかになったとき、第2号は虚偽の申請その他不正の行為があったときと定めるものであります。

第5条は、委任の定めであり、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものであります。

3ページになります。附則として、第1項は、この条例の施行期日の定めであり、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものであります。

第2項は、旧過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う経過措置の定めであり、法附則第4条第3項に規定する旧過疎地域自立促進特別措置法第31条の規定に基づき、製造の事業、農林水産物等販売業（過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。）又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者であって、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第1条第3号に規定する家屋及び償却資産（取得価額の合計額が2,700万円を超えるもので、令和3年1月2日から同年1月31日までに取得したものに限り。以下「家屋等」という。）を取得したのに対し、当該家屋等及び当該家屋の敷地である土地（その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合に限り。）に課する固定資産税については、課することとなった年度から3年度分の固定資産税に限り免除するものとするものと定めるものであります。

第3項は、砂川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正の定めであり、砂川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を次のように改正するものであります。

第3条中「過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例」を「砂川市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例」に改めるものであります。

続きまして、5ページを御覧いただきたいと存じます。議案第4号附属説明資料、砂川市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に

関する条例施行規則についてご説明申し上げます。

第1条は、趣旨の定めであります。

第2条は、課税免除の申請の定めであり、条例第3条の規定による課税免除の申請は、固定資産税課税免除申請書を市長に提出して行わなければならないと定めるものであります。

第3条は課税免除の決定通知の定め、第4条は課税免除の取消し通知の定めであります。

第5条は、公害を防止するための適切な措置の定めであり、条例第2条第3項に規定する公害を防止するための適切な措置とは、公害関係法令及び北海道公害防止条例に定める公害防止のための措置をいうと定めるものであり、第6条はその他の定めであります。

附則として、この規則は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 議案第1号 令和3年度砂川市一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第6号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,213万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ135億4,960万5,000円とするものであります。

第2条は、地方債の変更であります。4ページ、第2表、地方債補正に記載のとおり、緊急自然災害防止対策事業債1,180万円を補正し、補正後の限度額を12億8,600万円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたしますが、説明の欄に頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸は今年度の臨時事業、アンダーラインを付してあるのは今補正による臨時事業であります。

16ページをお開きいただきたいと思います。2款総務費、1項1目一般管理費で一つ丸、ふるさと応援寄附金に要する経費2,249万2,000円の補正は、ふるさと応援寄附金業務委託料であり、ふるさと応援寄附に係る寄附採納に関する業務については、寄附情報の管理やワンストップ特例制度の申請事務、返礼品の発注と生産管理、寄附受付サイト事業者との連携など多岐にわたり、寄附件数の増加に伴い、その業務量は年々増加してきているところであります。特に短期間に業務が集中する年末以降について、現体制では十分に対応できない状況にあります。そのようなことから、職員の業務の軽減を図るとともに、併せて民間の技術、知識を活用し、返礼品を通して本市の特産品及び魅力をより広くPRし、給付金の増加を図るための業務を含め、寄附採納に係る業務、返礼品提供事業者との取引等の業務を委託するものであります。



同じく 1 1 目情報化推進費で一つ丸、情報化推進に要する経費 2 1 1 万 2, 0 0 0 円の補正は、デジタルトランスフォーメーション推進業務委託料であり、国が策定した自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画及び推進手順書においては、自治体デジタルトランスフォーメーションを推進するに当たり情報の統括責任者を中心とする全庁的、横断的な推進体制の整備のほか、統括責任者のマネジメント補佐するための補佐官等については専門的知識及び経験を有する外部人材の積極的な活用等が求められていることから、専門的知識を有する補佐官業務を委託し、自治体デジタルトランスフォーメーションを推進するものであります。

同じく 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費で一つ丸、住民基本台帳ネットワークシステム管理に要する経費 4 9 万 5, 0 0 0 円の補正は、戸籍附票ネットワークシステム構築委託料であり、マイナンバーカード公的個人認証を国外転出後にも利用できるようにするため、住民基本台帳ネットワークシステムに附票アプリケーションを導入し、さらに連携用データを作成する業務を委託するものであります。

次に、1 8 ページ、4 款衛生費、2 項 1 目ごみ処理費で一つ丸、ごみ収集処理に要する経費 6 0 5 万円の補正は修繕料であり、焼山ごみ処理場の浸出水処理設備の回転円板装置について、4 基のうち 1 基に不調があり、機器の展開調査を行った結果、主軸のベアリングが損傷し、主軸自体も軸受け部分との接触により摩耗していることが判明したため、ベアリングの交換及び主軸の補強などの修繕を行うものであります。

次に、2 0 ページ、6 款農林費、1 項 2 目農業振興費で一つ丸、新規就農育成支援事業に要する経費 3 2 万 8, 0 0 0 円の補正は、新規就農者支援事業補助金であり、砂川市新規就農者支援事業実施要綱に基づき、新たに就農した 2 個人、1 農業法人に対し農用地の賃借料及び農業機械の購入費の一部について補助を行い、持続可能な農業経営ができるよう支援を行うものであります。

次に、2 2 ページ、8 款土木費、2 項 2 目道路橋梁維持費で一つ丸、流雪溝の維持管理に要する経費 1 3 0 万円の補正は、流雪溝表示装置修繕工事費であり、国道 1 2 号に設置されている流雪溝表示装置は流雪溝投雪時に通行車両に警戒を促す重要な役割を果たしていますが、表示モニターに不具合が生じていることから修繕工事を行うものであります。

同じく 3 項 1 目河川費で二重丸、護岸改修事業費 1, 1 8 0 万円の補正は、奈江豊平川護岸改修工事委託料であり、奈江豊平川において融雪や雨の状況により古峯神社地先の急傾斜地の一部が崩壊している状態であることから、護岸改修工事に向けた広報等を検討するため、測量調査設計委託を行うものであります。

次に、2 4 ページ、1 0 款教育費、5 項 2 目体育施設費で一つ丸、総合体育館の管理に要する経費 6 万 9, 0 0 0 円の補正は、備品購入費であり、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会より大会で使用した競技用備品の大会後の引渡しについて募集があり、障がい者用の備品充足を目的に応募した結果、パワーリフティング

器具、ボッチャ床材、シッティングバレー床材が無償で譲渡されることとなったところであり、譲渡されるのはパワーリフティング器具を除き床材のみであることから、それぞれ競技に必要なボッチャ用ボールセット、シッティングバレーボール専用ネットを購入するものであります。

次に、26ページ、12款諸支出金、1項1目過年度過誤納還付金で一つ丸、過年度過誤納還付金6,748万7,000円の補正は、令和2年度国、道諸支出金の事業費確定による精算であり、生活保護費国庫負担金返還金など11件の国庫負担金返還金、ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業費国庫補助金返還金など7件の国庫補助金返還金、自立支援給付費等道費負担金返還金など6件の道負担金返還金であります。また、多目的機能支払事業費道費補助金返還金は、農地の一時転用に伴う返還金であります。

以上が歳出でありまして、歳入については5ページ、総括でご説明申し上げます。

19款繰入金で2億7,674万9,000円の減額は、財源調整のため財政調整基金繰入金を減額するものであります。

20款繰越金で3億7,607万円の補正は、令和2年度決算による前年度繰越金であります。

21款諸収入で101万2,000円の補正は、多面的機能支払事業における返還金10万2,000円及び流雪溝設備整備負担金91万円であります。

22款市債で1,180万円の補正は、奈江豊平川護岸改修事業の緊急自然災害防止対策事業債であります。

以上が歳入であります。

なお、28ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 河原希之君（登壇） 私から議案第2号 令和3年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,119万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億1,860万4,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。10ページをお開き願います。7款基金積立金、1項1目基金積立金で1,822万4,000円の補正は、国保基金積立金で、前年度に決算剰余金が生じたことから災害等臨時特例補助金精算返還金及び保険給付費等交付金精算返還金を除いた全額を積み立てるものであります。

12ページをお開き願います。9款諸支出金、1項1目一般被保険者過年度過誤納還付金で147万6,000円の補正、4目保険給付費等交付金精算返還金で149万4,0

00円の補正は、令和2年度に交付された災害等臨時特例補助金及び保険給付費等交付金の精算返還金によるものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括でご説明させていただきます。5款繰越金で2,119万4,000円の補正は、令和2年度の決算に伴う前年度繰越金の確定によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 (登壇) 私から議案第3号 令和3年度砂川市介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第2号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,109万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億1,918万9,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。12ページをお開き願います。3款基金積立金、1項1目基金積立金で341万7,000円の補正は、過年度分として精算交付される支払基金交付金等を介護給付費準備基金に積み立てるものであります。

14ページをお開き願います。6款諸支出金、1項1目過年度過誤納還付金で768万円の補正は、過年度分の保険料還付未済金4万円及び国、北海道、支払基金から交付された介護給付費負担金等の精算による返還金764万円であり、それぞれ今年度中に還付及び返還するものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括でご説明させていただきます。4款支払基金交付金で339万9,000円の補正は、令和2年度介護給付費交付金の過年度分として精算交付されるものであります。

8款繰越金で769万8,000円の補正は、令和2年度の繰越金の確定によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で各議案の提案説明を終わります。

各議案に対する総括質疑は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時11分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

これより各議案に対する総括質疑を行います。

議案第8号の総括質疑を行います。

質疑ありませんでしょうか。

多比良和伸議員。

○多比良和伸議員（登壇） 議案第8号 砂川市過疎地域持続的発展市町村計画について総括質疑をさせていただきます。

今回計画期間が切れるということで、新たな計画が示されてきたわけではございますけれども、この中に幾つかこれまでのものと新たなものを加えた状態であるということでの提案がございました。また、第7期総合計画との整合性とかそういった形で、いわゆるこれは砂川市が今後10年間、そのうちの5年間、具体的にどのようなことをやっていくかということが示されているのだろうとを感じるわけなのですが、まず計画そのものの中から、今それぞれソフト事業なども記載されておりますが、その中で現在行っているもの、またこれから行うとしているもの、混在しているのかなという気がしますけれども、それはこの5年間に進めていこうとするもの、これから5年間も引き続き行っていくものという認識でよろしいのか確認させていただきたいと思います。

さらに、その中から（11）再生エネルギーの利用の促進というところがあるのですが、今回これは新しく記載されてきたものなるわけですが、昨今の社会情勢、世界的なCO<sub>2</sub>削減に向けた取組等々、第7期総合計画などの策定期間とはまたさらに加速的に世界全体が動き出しているということもありますけれども、その中で砂川市としては住宅用太陽光発電システム導入費補助事業ということは過去のにも行ってきていたわけですが、一部自分の売電目的や家庭用ということでの使用目的の幅は広げられたという経緯はございますけれども、現状この大きな問題に対して砂川市が太陽光発電の部分しかないということがありますので、その辺り市として再生エネルギーの考え方についてお聞かせをいただければと思っております。

まず、そこまでお願いいたします。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） まず、今回の過疎計画の5年間の考え方について質疑がございました。

今回つくった部分については、議員さんおっしゃるとおり、7期総合計画を基として計画がありますので、その計画を基に過疎の5年間を策定しておりますけれども、この5年間の部分については過疎計画でございますので、過疎対策事業債を起債できるものについてを中心としてやっておりますので、これだけが市の事業かという決断ではなくて、それは第7期の総合計画という大本がありますので、そちらの計画に沿ってということでございます。あくまでも起債の可能性のある部分について計画をのせさせてもらったということでございます。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 河原希之君（登壇） 2つ目のご質問で環境問題、地球温暖化対策に対して太陽光発電しか出ていないということで、市の再生可能エネルギーへの考え方、施策に

ついでのご質問受けましたので、ご答弁申し上げます。

本市における環境問題、地球温暖化対策の取組といたしましては、公共施設、照明設備や街路灯、防犯灯のLED化、市庁舎空調設備への地中熱ヒートポンプ導入、総合体育館への太陽光発電システムの設置、廃棄物のメタンガス化、焼却によるバイオガス発電、住宅への太陽光発電システム設置に対する補助金制度などを実施するとともに、砂川市地球温暖化対策職員行動計画により公共施設の管理や市の業務において温室効果ガス排出量削減の取組を推進しているところであります。再生可能エネルギーは、太陽光、風力、水力、地熱発電、バイオマス、太陽熱、地中熱、雪氷熱利用などであり、温室効果ガスを発生させないものとされており、現状における具体的事業としては太陽光発電システム導入費補助事業であります。国では昨年10月に2050年カーボンニュートラルを宣言し、この実現を明記した改正地球温暖化対策推進法を成立させるなど、脱炭素に向けた取組を加速させているところであり、今後地方自治体においても様々な施策の推進が求められることが想定されることから、情報収集に努め、これらの対応についても検討していかなければならないと考えているところであります。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 分かりました。

もちろん市の事業はこれだけではなくてというのは分かっておりますけれども、例えば前からお話ししております適応指導教室なんかはこの計画の中には入っておりますが、まだ実現されていないみたいなどころもありますので、その辺りの整合性についてお聞かせいただきました。

再生可能エネルギーについて今回は総括でということで、本来は一般質問でしょうかと思っていたのですが、せっかく出てきている部分がありましたので、少し聞かせていただきたいと思うのですが、いろいろな自治体ではそれぞれいろいろな取組があるなど全国の事例を見ているわけなのですけれども、近くで言えば例えば美唄が雪を冷房や冷蔵庫に使っているだとか、それから昔からよく言われているのがサーバーとかの熱を冷やすために雪を使うとか、いろいろなことが、いわゆるCO<sub>2</sub>削減に向けた取組としていろいろな自治体で趣向を凝らしながら行っているのを見てきたわけなのですけれども、先ほどお話もありましたとおり、国として2050年カーボンニュートラルを目指すことを宣言したということもありますので、それぞれの自治体のそれぞれの取組と違っていらなくなってきたなという気はするのです。ですので、砂川市としても、まちとしての取組として、もっと考えていかなければいけないのだろうと思ったわけなのですが、庁舎内では何か、今回は計画にのるまではいいないかもしれないのですけれども、具体的にこんなことを調査してみているだとか、もう少し具体的な検討状況なんかがあれば教えていただきたいと思えます。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 河原希之君 現時点で太陽光の補助制度しかございませんけれども、担当課としては環境問題というのは私どもの部署でやっておりますので、先進事例を調査、把握しているところでございまして、たくさんあるのですが、代表的な多い事例といたしましては、電気自動車購入に対する助成ですとか、その充電設備導入による助成、それから省エネ住宅への助成、さらに再生可能エネルギー由来電力へ切替え促進という、ソフト事業ですけれども、そのような対策をやっている自治体が多いと認識しております。ですから、それらの調査も今後進めていきまして、砂川市として何か取り入れるものがないのか、砂川市としてどういうものが合うのかという施策については、今後それらの先進事例を基に調査研究はしていきたいというところで考えているところでございます。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 分かりました。

例えば昨日、雷で市内でも停電箇所があったと市のラインで連絡ありましたけれども、太陽光発電とかというと、結構イニシアチブコストというか、初期投資もかかりますし、例えば新築、改築、増築、そういったタイミングでしかなかなか厳しいのかな。もっと市民をたくさん巻き込んでいくような、もう少しハードルの低い、そういったものも少し考えていったほうがいいのではないかと思うのです。余り提案すると一般質問みたくなくなってしまいますので、質問しませんけれども、今ほど言われた車を、例えば太陽光パネルから電気自動車に蓄電するですとか、またさらには太陽光発電付きのポータブル電源とか、そういったものは防災とかにも非常に役立ちまして、もう少し市民の目線を下げてというか、使いやすいというか、意識しやすいというか、参加しやすいというか、何かそういったようなまち全体としての取組にも誘導していくというか、広くみんなに共感を持っていただくような、そんな施策のつくり方もあろうかと思っておりますので、この計画に関しては今後随時変更、追加可能ということでもありますので、できるだけ早く原課でしっかりと検討していただいて、この計画の中に入れることが必要なものが出てくれば追加していただきたいと思っておりますし、取り組んでいただければと思って終わります。

以上です。

○議長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第8号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第4号の総括質疑を行います。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第4号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第1号から第3号までの一括総括質疑を行います。

質疑ありませんでしょうか。

多比良和伸議員。

○多比良和伸議員（登壇） 議案第1号の令和3年度砂川市一般会計補正予算の中から1点、総務費、ふるさと応援寄附金業務委託についてお聞かせ願いたいと思います。

ふるさと応援寄附金の業務委託ということでの今回は補正予算になりますけれども、ふるさと納税、年々品目数であったりですとか、砂川市内の業者さんであったりですとか、増えてきて、さらには寄附額も年々増えていっている状況がある。これは、今までは全部市の職員がやっていたということでの結果で、非常に素晴らしいとは思っておりますけれども、なかなか業務的に厳しくなってきたということなのかと推察されるところでございます。全国的にも、私ももうそろそろ外に委託してはいかがですかということをご過去の委員会等でも言ったことあるのですけれども、その時期が来たのかなと今回の補正予算を見ておりますが、そこで幾つかお聞かせいただければと思います。

今ほど私もお話をしましたが、これまでの業務状況と今回委託に踏み切った背景、もう少し詳しく教えていただければと思います。

それと、なぜこの時期になったのかということなのですが、全国の委託の募集を見ると、6月定例議会のときにそういう話が出て、その後プロポーザルなんかをして、10月ぐらいから委託開始という流れが見受けられるのですけれども、なかなかこの議案が通った後に募集ということになるのでしょうかけれども、業務開始時期がすごく忙しい時期に近くなっていくのかなということもありますので、なぜこの時期になってしまったのかをお聞かせいただければと思います。

もう一つは、これも全国的な話なのですが、ふるさと納税を砂川市にということで、せっかく砂川市にご寄附を寄せていただいているわけなのですけれども、業務委託が市外の企業というか、そういったところに委託するケースが、小さいまちであればあるほどそのような状況、いわゆる受け手がいないということが理由だと思うのですけれども、全国的に言われているのはせっかくの寄附金が、またせっかく砂川市というところに入ったお金から市外に流出してしまうのはいかがなものかという話もあるようなので、その辺りについての考え方をお聞かせいただければと思います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） ふるさと応援寄附金の業務委託に関係した質疑をいただきました。

まず、業務状況と、なぜ業務委託に至った背景、またこの時期にというご質問でございます。本市においては、平成23年度からふるさと納税制度に基づく応援寄附金事業を開始しておりまして、その後平成26年度にインターネット上の寄附受付サイトに登録して、サイトを介した寄附金のクレジット決済の利用も行っているところでございます。

また、平成27年度のふるさと納税寄附金控除上限額の拡充など、税制改正ですとかワ

ンストップ特例制度の創設を契機として、より一層歳入の確保と市内経済の活性化を図るためとして返礼品の取扱い数については平成29年度に91品目、30年度には132品目、元年度150品目、2年度180品目、現在184品目に増やしてきたところでございますし、さらに平成30年度には寄附金の受付がほぼインターネットによるものであることを踏まえまして、インターネット上の寄附受付サイトを当初1社でしたけれども、それを10社に増やすなど取組を進めてきました。これらの取組の結果として、件数、額については、平成29年は2,260件で1億3,608万7,000円、平成30年度で5,824件で2億8,784万2,000円、元年度で7,779件の4億9,429万1,000円、令和2年度で9,908件の4億9,707万7,000円となり、令和2年度と平成29年を比較しますと、寄附件数で約4.4倍、寄附額で3.7倍と順調に増加してきているところでございます。

しかしながら、一方で令和2年度には年間1万件に達するような寄附件数の増加に伴いまして、限られた時間の中で処理しなければならない寄附情報の管理ですとか、税控除に関するワンストップ特例制度の事務、また返礼品及びPRに関する業務、寄附受付サイトの管理など、大幅に業務量が増加いたしました。また、担当職員への負担が深刻となってきたところから、これらの現状改善を図りつつ、併せてより一層の寄附件数、寄附額の増加に向けた対策を図るため、年度当初から業務の在り方について検討を進めてきたところでございます。例年11月には、それまで月平均の約4倍、12月には約10倍の寄附件数となりまして、業務量がピークを迎えますが、令和3年度の寄附件数についても前年度を上回るペースで推進していることから、これからピークを迎えるに当たり寄附情報の管理などの膨大な業務や寄附受付サイトの管理など複雑、煩雑な業務等を委託することにより、限られた時間の中で寄附者の方の信頼を損なうことなく、迅速かつ正確に業務を処理することが可能となり、併せて業務が軽減されることになる職員が返礼品提供事業者との連携をさらに強化し、新たな返礼品の掘り起こしや返礼品提供事業者の開拓により一層力を注ぎ、市内経済の活性化につなげることができるように考えているところでございます。

また、寄附する事業者の技術、知識を活用することで、寄附受付サイトなどに掲載するカタログデータの作成や返礼品に係る効果的な広告宣伝により寄附件数や寄附額の増加につながることも可能となることから業務を委託するものでありまして、4月の段階で件数が多くて大変な業務をずっと続けてきたわけですが、その残務整理も含めて業務をやっつけていかなければならないということで、検討については速やかにできるということがなくて、半年準備にかかりましたけれども、今の時期ということの提案をさせていただいているところでありまして、まさに件数が増える12月からは業務委託していきたいと思っているところでございます。

それから、市外の業者への委託ということの考え方でございます。まだ委託する業者さんが決まっているわけではないのですが、このたびの寄附業務に至る事業者の選定方法は



公募型プロポーザルということで予定をしております。今後募集要項等を公表することとなりますが、参加いただく事業者については本市で設定する参加資格に該当し、委託を予定している様々な業務の詳細について仕様書の内容を確認いただいた上で参加申込みをしていただくこととなりますが、事業者の選定に当たってはさらなる自主財源確保を図るため、ふるさと納税制度に精通し、業務の処理及び効果的な広告宣伝の発信等に当たり十分なセキュリティ対策など、しっかりとしたノウハウや実績を持っている事業者を選定しなければならないことから、市内外を問わず広く参加を募ることを考えておりますが、なかなか実績を持っている事業者が地元になれば、地元以外の事業者に決定されるのではないかと考えているところでございます。市内でこれらやれる事業所があったかどうかについては、実際にやっている事業者はないという確認をしておりますので、特段地元の業者さんにはやれますかという考え方のお話はしていなかったところでございます。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 なるほどですね。

この時期からということになると、恐らく今地元の話もちらっと出ましたけれども、なかなかそういったノウハウですとかがなければ、恐らく一番忙しい時期から委託スタートみたいな感じになろうかと思っておりますので、ハードルは高いのかということもありますけれども、将来的にはそういった流れというものがある程度構築されて、いわゆる一つのビジネスチャンスなのかなというところも昔から思っていましたので、そういった形で市内に会社が増えていったりですとか、または市内の企業さんがそういったことならうちでもできるかもしれないということを、ぜひ継続的に市内への意向調査や情報共有なんかを積極的にしていただけたらと思っておりますが、その辺りの考え方についてお聞かせ願いたいと思います。

最後に、今後採決終わった後、プロポーザルという話になりましたけれども、今決まっている具体的なスケジュール等があれば教えていただきたいと思っております。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 経験を要する部分でのプロポーザルの参加企業さんということになりますので、なかなか市内の業者さんは難しいものと先ほど答弁させていただきました。

あくまでも今年度の部分ではございますけれども、3か月だけやってもらうという考え方には今回委託する部分についてはないですけれども、かといって逆に半永久的にその事業者さんと続けてやっていくということも決定事項ではございませんので、それぞれ今ほど要望的な部分がありましたけれども、市内の事業者さんで、うちだけでなく、市内の自治体をこうやっているのだというところが出てきていただければ非常にありがたいことではございますので、情報収集は引き続きやっていきたいと思っておりますのでございます。

それから、プロポーザルの日程でございますけれども、まだあくまでも予定でございますし、予算が決定していないので、その部分が微妙に変わってくるかと思っておりますけれども、

予算が決定いただいた後、速やかに募集要項等を公表していきたいと思います。まだその内部については決裁終わっておりませんので、どのような部分ということにはなりませんけれども、今月中には質問をいただいて、併せて受付期間ということで9月末ぐらいまでをめどにしていきたいと思ひまして、準備をしております。11月中には審査をさせていただいて、10月下旬には契約をしながらやっていきたいと、今のところの準備としてはおおむねそういう日程で進めていきたいと思ひているところでございまして、11月中には細かい事業内容についてのお話を事業者さんで行ひまして、12月1日から運用開始をめどに準備を進めているところでございます。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 今の気になるのが、この参加資格に該当するためには、一度砂川市の企業が別なまちのふるさと納税業務をできるということを証明してから自分のまちのふるさと納税業務に参加資格を得る。どうなのでしょうね、それはという感じはしますけれども、これから将来的にはそういったことにはなっていないだろうと思ひるので、一緒になって育てていくとか、今回一度外に出すのであれば、例えばやり取りのノウハウですとか、そういったものをしっかりと学んだというか、構築、蓄積して、将来的には地域会社になるのか、今オアシスリパブリックですとか、まちおこしをやっていられるところもありますし、観光協会、商工会議所でもいいでしょうし、こういうノウハウだけでもどうだろうということを積極的に逆提案していくのもいいのかと思ひます。せっかく全国からいただくご寄附を、またむざむざと市外に流出させてしまうのももったいないと思ひますし、それぞれご寄附をさせていただいた方々の思いをしっかりとこのまちに落とし込んでいっていただければと思ひて、質疑を終わります。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 （登壇） 議案第1号、一般会計補正予算、教育費の総合体育館の管理に要する経費で備品購入費が提案をされましたので、総括の質疑をさせていただきます。

まず、1点目として、東京オリンピック・パラリンピック2020競技大会で使用された競技用備品の大会後引渡しの募集があり、市として申込みをされて、無償で譲渡されることが決まりました。

そこで、募集、申込み、そして最終的に決定と、無償の譲渡が決定されたわけですので、その経緯についてもう少し詳しくお伺いをしたいと思います。

2つ目に、今回譲渡される競技用備品、先ほど提案の説明でもありましたけれども、パワーリフティング器具、ボッチャ床材、シッティングバレー床材とありました。それぞれの器具、床材については、おのおの相応の金額のものなのかと想像するのですが、それぞれ金額的にどのくらいの価格のものなのか、この機会にお伺いをしたいと思います。

3点目としまして、競技用備品の引き渡された後、どのような利活用を考えているのか。大きく3点についてお伺いをしたいと思います。

以上、1回目といたします。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 峯田和興君 (登壇) 総合体育館の備品購入費につきまして、3点の質疑がありましたので、順次ご答弁をさせていただきます。

初めに、無償譲渡決定までの経緯であります。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で使用した競技用備品のうち、日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金を活用して購入した競技用備品について、同大会後にレガシー、遺産として地域スポーツの現場で活用することで地域スポーツの振興を図る目的として、令和元年11月に東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会より北海道環境生活部スポーツ局を通じて地方自治体等への当該備品の活用についての募集があり、対象備品11種目の中から市の体育施設においてはパラスポーツ用の備品が少ないことから、パラスポーツ備品を中心にパワーリフティング器具、ボッチャ床材、シッティングバレーボール床材の3種目の備品の申込みを同年12月に行ったところであります。

最終的に申し込んだ備品について、パワーリフティング器具、ボッチャ床材、シッティングバレーボール床材の3種目が決定し、令和2年7月に競技用備品の譲渡に係る協定を結んだところであります。

次に、備品の価格についてであります。今回譲渡される競技用備品に係る協定書による取得価格では、税込みでパワーリフティング器具ワンセットが262万7,000円、ボッチャ床材1面が306万1,000円、シッティングバレーボール床材が1面で701万円で、合計では1,349万8,000円となっております。

次に、譲渡備品の利活用についてであります。今回備品の申込みは地域の障がい者スポーツ促進の足がかりにしたいところから、パラスポーツ備品を中心に申し込んだものであります。障がいのある方はもとより、高齢者や子供たち、女性など、みんなが身体の状態に応じて参加できるスポーツやレクリエーションとしても活用していきたいと考えております。また、ボッチャやシッティングバレーボールにつきましては、ホームページによる周知のほか、総合体育館及び海洋センターでの掲示、各サークル及び障がい者団体への呼びかけを考えており、これらの競技等に対する理解を高めるため、教室、講習会などを開催していきたいとも考えております。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 今ほど答弁をいただきまして、ありがとうございます。

今回は、東京オリンピック・パラリンピック2020競技大会、ここで使用されたものを募集をして、それが決定して、無償譲渡とつながった部分については、経緯は大変分かりました。このことについては、レガシーということであれば、そのような器具、床材等が砂川市で使われるということは、より一層これからも使える部分では大変ありがたいことなのかとは私も認識をさせていただきたいと思っております。

また、金額等についても分かりました。それ相応の金額はかかるのだろうと思いましたが、けれども、約1,400万円ほどの器具等が無償譲渡されるということでは、逆にこれを大いに活用していかなければいけないと改めて感じたところであります。

3つ目の部分で利活用についてもいろいろ説明もいただき、ありがとうございました。今回のパラリンピック、私もボッチャ競技とシッティングバレーの競技をテレビ放映、中継ライブで見させていただきました。改めてこういうスポーツなのだということも認識をさせていただいたところであります。全ての試合を見たわけではありませんけれども、こういったスポーツがあるのだということも私自身も認識をさせていただいたところであります。

そこで、先ほど答弁の中にもありました。障がいのあるスポーツの競技でありましたけれども、子供から大人、高齢者含めて多くの世代が、このボッチャとかシッティングバレーをやっている、実施しているのではないかとということも改めて私も感じさせていただいておりましたので、そういったことを含めてやっていきたいということでもあります。そのためには、残念ながらまだボッチャとかシッティングバレー、砂川市民の皆さんにはまだまだ広く知れ渡っていないと思っています。ただ、これから多くの市民の皆さんに知っていただくということでは、より一層今まで以上に市民への認知ということを、また周知ということをしていかなければいけないのかと思いますし、今ほどの答弁をお聞きしても、教育委員会としてもしっかり対応していくのだと私は受け止めましたけれども、しっかりとやっていくといったことも含めて、いま一度お伺いしておきたいと思っております。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 峯田和興君 今後の利活用、あるいは市民への認知というご質問でございますが、答弁の前に、先ほど答弁いたしました備品の価格について一部訂正がありますので、シッティングバレーボールの床材1面について701万円と言ったところなのですが、実際は781万円ということで訂正をさせていただきたいと思っております。失礼いたしました。

それで、利活用、市民への周知ということで、1つとしては今年東京2020オリンピック・パラリンピックで使用した貴重な競技用備品が市で利用できることの感動、あるいはそれを使ったレガシー、遺産として継承できることを市民の方にも喜びを持っていただきたいということで、特にボッチャは今回日本人が金メダルを取った種目ということで、市民の皆様も関心があるところではないかと考えております。

そんな中で、コロナ禍でなかなか実際すぐの実施等は難しいところなのかとは考えておりますが、総合体育館において日を限定して競技用備品のお披露目的なものとしてボッチャやシッティングバレーの体験をしてもらうようなことや、そのほかにボッチャは手軽な競技でありますので、高齢者や子供にもできるスポーツであることから、高齢者スポーツフェスティバルでの活用や子供たちによるパラスポーツ体験としての利活用ということに

関しましても、担当部署と検討を進めているところでございます。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 考え方も含めてお聞かせをいただいたところであります。

せっかくのレガシーでもありますし、今回のこういった無償譲渡によって、砂川市としてもスタートに立ったのかと思っております。ただ、スタートに立った以上は、また階段を1段1段上っていくような形でしっかりと実施していただきたいと思いますし、このレガシーというものを大事にしながら頑張っていただきたいと思いますという話を話して、詳細についてはまた予算審査特別委員会も控えておりますので、その中で聞かせていただくということで、質疑はこれで終わりたいと思います。

○議長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号から第3号までの一括総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております5議案は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

#### ◎休会の件について

○議長 水島美喜子君 お諮りします。

予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会いたします。

#### ◎散会宣告

○議長 水島美喜子君 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午前11時52分